

子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する

【背景】

- 平成27年4月、幼児期の教育・保育の量の拡充や質の向上を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- 国においては、さらに平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、令和2年度末までに女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備する目標を掲げています。また、平成30年9月、放課後児童対策についても女性の就業率を踏まえて取組をさらに推進するため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。
- 豊島区では、私立保育園を積極的に誘致して施設整備を進め、平成29・30年度の2年連続で待機児童ゼロを達成したことにより、子育て世帯の転入が増加しています。
- 令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が実施され、今後も保育需要の増加が見込まれますが、施設の「量的拡充」とともにサービスの「質の向上」も求められています。豊島区では「保育の質ガイドライン」の作成・普及、研修や巡回指導の充実等を図り、保育の質の向上に努めています。また、豊島区教育委員会においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供に向け、平成30年3月に豊島区の幼児教育のあり方検討委員会最終報告書「としま GOOD START プロジェクト」を作成しました。
- 豊島区教育委員会では、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の負担軽減を図り、子どもと向き合える環境を整備するため、平成31年3月「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。
- 「豊島区子どもの権利に関する条例」では、幼稚園・保育園、学校等、子どもが育ち学ぶ施設における、子どもの権利を保障するための役割を規定しています（下記参照）。条例制定から10年以上が経過しましたが、施設職員が条例を十分理解しているとは言えません。施設職員をはじめとする子ども支援に関わる方への条例の普及啓発を行い、子ども施設における子どもの権利保障の取組を充実させる必要があります。

【「子どもの権利に関する条例」で定めている子どもに関わる施設の役割】

- ・子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させる
- ・一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重する
- ・児童虐待等により子どもの心身を傷つけない
- ・児童虐待を予防し、早期発見に努める
- ・職員等に条例で規定する子どもの権利を十分理解させるための研修を実施する

【方向性】

- 区民のニーズを的確に捉えながら幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、幼稚園、保育園及び小学校の連携を促進します。
- 豊島区子どもの権利に関する条例に基づき、子どもに関わる施設における子どもの権利保障の取組を推進します。
- 子ども・若者への支援のみならず、子ども・若者支援に関わる方への支援も推進します。

取組の方向性

(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

保育需要は、乳幼児人口の増加や女性の就業率の上昇、幼児教育・保育の無償化の影響等により、今後も増加が見込まれます。アンケートでは、就学前児童の母親の約7割が就労しており、前回調査と比べてフルタイムが16.4%増加しています。

待機児童数はこの5年間で大幅に減少し、地域や年齢によっては定員に空きが生じている状況も見られますが、今後も保護者のニーズを適切に把握し、受入枠が不足している地域への施設整備が必要です。

一方で、急増した新設保育施設の中には、園庭がない、経験年数の浅い職員が多いなどの課題を抱える施設もあり、提供されるサービスの質の向上が求められています。

また、学童クラブの利用児童数も増加を続けていますが、小学校施設を活用しているため、利用希望者数に対応したスペースの確保が課題となっています。

【方向性】

多様化する働き方とそれに伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼児教育、保育施設の整備を進めていきます。

施設整備と並行して、豊島区内の全ての幼児教育施設が、一定程度同じレベルの質の高い保育を実践していけるよう、区内全体の保育の質向上に取り組みます。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

「放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる取組を推進します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実している と思う保護者の割合	平成30年度	就学前 52.7%	
保育所待機児童数	平成31年4月	16人	

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課作成資料

【具体的な取組】

①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

目標 多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。

内容 保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
(83) 私立保育所施設整備助成	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	保育課	私立保育園の受入定員	4,629人	6,852人

計画事業

事業名	事業内容	担当課
(84) 通常保育事業	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	保育課
(85) 区立保育園の民営化	多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育園の民営化を進めます。	保育課
(86) 家庭的保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。	保育課
(87) 小規模保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。	保育課
(88) 事業所内保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。会社等の従業員用保育施設に豊島区民枠を設けています。	保育課
(89) 居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。	保育課
(90) 臨時保育事業	認可保育所等の待機児童に対応するため、区有地を活用して時限的に整備した施設において保育を行います。	保育課
(91) 認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	保育課
(92) 延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。	保育課
(93) 一時保育事業	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月(保育園は1歳)から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。	子育て支援課 保育課
(94) 病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	保育課
新規 (95) 小学生の病児保育助成事業	学童クラブに在籍する小学1年生から6年生の児童が、病気やけがにより登校困難になり、居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、利用料を助成します。	子育て支援課
(96) 訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	保育課
(97) 休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	保育課
(98) 短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に(利用期間は原則1か月以内)欠員のある保育園で預かります。	保育課

⑨⑨ 認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	保育課
⑩⑩ 保育コンシェルジュの配置	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	保育課
⑩① 学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	放課後対策課
⑩② 認定こども園の整備検討	区立幼稚園から認定こども園への移行の検討・準備を進めます。また、保育園や私立幼稚園については、既存園からの移行を含め、設置を検討します。	保育課 学務課
⑩③ 区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。	学務課
⑩④ 私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり(幼稚園型)」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	保育課
⑩⑤ 私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保育課

コラム⑧ 待機児童対策の取組

豊島区では待機児童対策の取り組みとして私立認可保育所の誘致・整備を推進してきました。保育需要の伸びに応じて年間10園ペースでの整備を行い、平成27年度14園だった私立保育所の数は、令和2年度には65園になっています。

全国一の人口密度の高さである豊島区ですが、平成29年4月には全国で初めて本庁舎と同一の建物内に認可保育所を開設したほか、平成30年4月には都の施設である豊島都税事務所において保育所を開設するなど、工夫をこらして待機児童対策に取り組んできました。こうした施策もあり、平成29年度には待機児童ゼロを達成しましたが、依然として人口増に伴う保育需要は高水準です。

今後はより地域ごとのニーズを見極めて、必要な地域に的確に保育所を誘致することで、待機児童ゼロの維持を目指していきます。



豊島都税事務所内の保育園



豊島区役所本庁舎と同一建物内の保育園

②幼児教育・保育の質の向上

目 標	幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。
内 容	施設職員の研修や巡回指導、施設的环境整備を行います。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
⑩⑥ 子ども研修	保育の質の担保、質の向上を図り、安心安全なサービス提供を実現します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,678人	1,800人

計画事業

事業名	事業内容	担当課
⑤ 新規 保育の質向上事業	【再掲】(63ページ)	保育課
⑩⑦ 新規 区内保育施設イケアバス活用事業	区内公立及び私立保育園、希望する幼稚園に在籍する5歳児をIKEBUSに乗せ、猛暑日を除く6月及び10月～2月にキッズパークへの送迎を実施することで、子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。	保育課
⑩⑧ 保育指導事業	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。	保育課
⑩⑨ 保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。	保育課
⑩⑩ 保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	保育課
⑩⑪ 私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。	保育課
⑩⑫ 区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業	幼児期の道徳性を育成し、小学校への円滑な接続につなげるため、区立幼稚園に園児の道徳性育成等を担当する専任教諭を配置します。	指導課
⑩⑬ 保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。	保育課
⑩⑭ 地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。	保育課
⑩⑮ 保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと区立小学校の校庭や子どもスキップ施設の活用など、園児の遊び場確保を図ります。	保育課
⑩⑯ 保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。	保育課

コラム⑨ 保育の質ガイドライン

豊島区では、多様な運営主体が保育に携わる中、地域全体の保育の質をより一層高めていくために平成31年3月、「豊島区保育の質ガイドライン」を作成しました。

ガイドラインには、各保育施設が日々の保育で活かすことができるよう、保育を行ううえで目指したいことや大切にしたいこと、保育上のヒントのほか、区内の保育施設が実践している取組事例などを掲載しています。

また、令和元年10月には、ガイドラインの内容を保護者の方や地域の方々により分かりやすくお伝えするために、日常の保育の具体的な場面などをイラストで紹介する普及版の小冊子を作成しました。

今後も、ガイドラインを活用した保育士向けの研修会や冊子の普及・啓発等を通じて、保育の質の向上に取り組んでいきます。



保育の質
ガイドライン
普及版



保育講演会

コラム⑩ 区内保育施設のイケバス活用

令和元年11月、池袋の劇場、公園、ショッピングエリアなど主要スポットをめぐる真っ赤な電気バスIKEBUS(イケバス)の運行がスタートしました。

園外保育事業充実を図り、まちを巡りながら地域の人々の生活に触れて豊かな体験を得る場として、保育課がIKEBUSを借り上げ区内保育施設や幼稚園児等の5歳児を乗せて区内を周遊する事業を始めました。令和2年度には、造幣局跡地に建設中の池袋保健所に隣接した敷地に整備する広場「としまキッズパーク」までIKEBUSで送迎する事業を計画しています。

おとぎの国から出てきたようなカラフルで可愛い見た目のIKEBUSは子ども達にも大人気です。街中でIKEBUSから子どもたちが手を振りながら挨拶していたら、皆さんもぜひ手を振り返してあげてください。



IKEBUS外観



IKEBUSから元気に手を振る子どもたち



保育園でのIKEBUSお絵描き

③幼稚園・保育所と小学校の連携

目標 幼稚園・保育園・小学校の連携を促進します。

内容 職員間の交流機会の提供や、連携促進を目的としたプログラムを開発していきます。

計画事業

事業名	事業内容	担当課
⑪⑦ 新規 保幼小連携推進プログラムの作成	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。	指導課 保育課 学務課
⑪⑧ 新規 保幼小連絡会(仮称)の設置	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。	学務課

取組の方向性

(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

【現状と課題】

子どもが成長し、社会に出ていくうえで、学校は多くの機会を与えてくれます。アンケートの結果では、小学生・中高生の約8割から9割が、学校が「とても楽しい」、「楽しい」と回答しており、学校が子どもの生活にとって重要な場所として認識されていることがうかがえます。その一方で、4割から5割の子どもが学校に行きたくないと思ったことがあると回答しています。また、1割から2割がいじめの現場を経験しているなど、学校での生活において、何らかの悩みや問題に直面したことがある子どもが少なくないことも明らかになりました。

また、小学生の約7割、中高生の約6割が、学校でおとなが子どもの意見を聞いてくれている、学校教職員の約7割が子どもの思いや考えを取り入れていると答えています。

子どもが学校で意見を言うのは、小学生・中高生ともに「授業」が最も多く、次いで「ホームルーム」「クラブ活動」「学校行事」となっています。一方で、意見を言えていない子どもが約1割いました。

学校が子どもにとって安心して通い、学ぶことができる場所であるためには、子ども自身が、自らの権利について理解すると同時に、他者も自分同様の権利を持っていることを理解することが重要です。

【方向性】

子ども自身が自分の持つ権利を理解し、お互いにその権利を尊重できるような取組を進めていきます。学校生活の中で子どもの主体的な活動を支援し、学校における子どもの意見表明を促進していきます。

また、子どもが豊かな自己や表現力を育むために、学びやスポーツ、文化などの多様な活動や体験の機会の提供に努めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
学校が「とても楽しい」と感じている子どもの割合	平成30年度	・小学生 50.9% ・中高生 42.2%	
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	平成30年度	・小学生 11.8% ・中高生 11.3%	
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	平成30年度	・小学生 69.9% ・中高生 61.1%	
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いている回答した小中学校教職員の割合	平成30年度	・小学校教育職員 78.7% ・中学校教職員 71.1%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子どもの権利に関する学びの支援

目標	学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。
内容	リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
④ 新規 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で、継続実施

計画事業

事業名	事業内容	担当課
⑪ 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	指導課
⑫ 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。	指導課

②意見表明と参加の促進

目標	学校における、子どもの意見表明や参加を促進します。
内容	学校の日常の中において、子どもの主体的な活動を推進していきます。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
⑬ 子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	指導課	活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

③学校における体験機会の提供

目標 学校における、子どもの体験機会を確保します。

内容 学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
①22 小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	区内の小、中、高等学校に様々なジャンルの芸術家を派遣し、作品制作、演奏会、ワークショップ等をNPO 等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。	文化デザイン課
①23 伝統・文化の継承	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸風づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。	指導課
①24 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	指導課
①25 オリンピック・パラリンピック教育の推進	各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施します。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	指導課

コラム⑪ 子どもの主体的な活動 SDGsと関連付けた生徒主体の活動例(巣鴨北中学校)

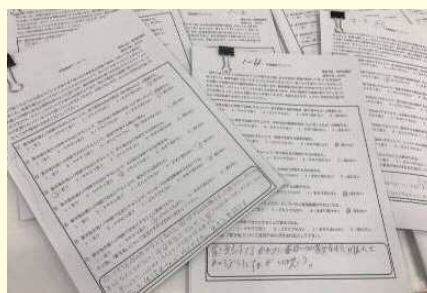
豊島区立巣鴨北中学校では、平成30年度から東京都教育委員会より「持続可能な社会づくりに向けた教育推校」として2年間の指定を受け、持続可能な社会づくりと関連付けた活動を進めています。

生徒が主体となり、校則を自分たちで見直す活動を展開したり、運動会の内容自体を生徒全員が話し合うなど、生徒の意見が学校運営に反映される機会を多く設定しています。

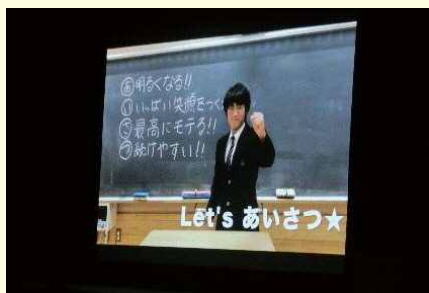
このような活動を通して、生徒は課題を自分事として捉え、解決していくための能力や態度を身に付けることとなります。今後も、子どもの主体的な取組を、区内の学校で積極的に推進していきます。



誰しもが楽しめるスポーツニュースの発表



おとなと子どもの不平等をなくす「校則見直しアンケート」



生徒会による挨拶促進ムービー



みんなで運動会を成功させるためのクラス会議

取組の方向性

(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援

【現状と課題】

「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設における職員の役割を規定していますが、職員の条例の理解度は十分とは言えず、アンケートでは、条例を知らない割合が6.6%、聞いたことはあるが内容はよくわからない割合が23.5%でした。

その一方で、職場で子どもの権利を学ぶ機会がないと回答した区施設職員の割合が36.4%となりました。

子ども・若者が成長していくためには、遊び場や勉強するための場所といった、場所や機会を提供するだけでは十分とは言えません。そういった場所で子ども・若者をサポートする様々な人の存在が必要です。

また、平成29年11月に実施した地域で子どもを支援する団体やNPOを対象としたアンケート調査から、豊島区の子ども・若者向けの施設等では、支援者不足や支援の質の向上が課題となっていることも指摘されています。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、そういった人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

【方向性】

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
子どもの権利に関する条例を「知らない」と回答した割合	平成30年度	- 区施設職員 6.6% - 地域団体等 19.8%	
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	平成30年度	- 区施設職員 36.4% - 地域団体等 67.9%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子ども・若者支援に関わる人への支援

目標	子ども・若者に関わるおとなが学ぶ機会を確保します。
内容	子どもに関わる施設職員や地域団体に対して子どもの権利や支援に必要な知識を学ぶ機会を提供します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
③	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回

計画事業

事業名	事業内容	担当課
⑩⑥ 子ども研修	【再掲】(89ページ)	子ども若者課
⑩⑩ 保育の質向上のための研修委託事業	【再掲】(89ページ)	保育課

②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備

目標 子ども・若者に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。

内容 子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
126 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	
			目標	現状値(平成30年度)
担当課	指導課	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置

計画事業

事業名	事業内容	担当課
①27 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	学務課
③7 スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】(73ページ)	教育センター